

ひとり親家庭などで

児童を養育されている方へ

児童扶養手当

父または母がいない状態の家庭で、児童を監護している父や母または養育者に手当を支給します。

手当の支給は、対象児童が18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

※公的年金を受給している場合は、支給されません。

現在受給されている方へ

8月30日までに現況届けを市児童福祉課へ提出してください。（平日受付）

現況届けの提出が遅れたり未提出の場合は、手当の支給が遅れることがあります。

また、現況届けが2年間提出されていない場合は自動的に手当を受け取る権利を失います。

児童扶養手当の支給対象児童

- ☆父母が離婚した児童
- ☆父または母が死亡した児童
- ☆父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ☆父または母が生死不明な児童
- ☆父または母が1年以上遺棄している児童
- ☆父または母が1年以上拘禁されている児童
- ☆父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ☆母が婚姻によらないで生まれた児童
- ☆母が児童を懐胎した時の事情が不明である児童

◆持参するもの

児童扶養手当証書・世帯員全員が記載された住民票・印鑑・養育費などに関する申告書・一部支給停止適用除外事由届出書（対象者のみ）・その他添付書類を市児童福祉課まで提出してください。

申請者および扶養義務者の所得により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。

詳しくは、市児童福祉課児童福祉担当（市役所1階⑩番窓口）TEL32・2114 / FAX32・3818)まで。

障がいをもつ方などが対象 各種手当の所得状況届は 期限内に！

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当にお尋ねください。

特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいをもつ20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。ただし、児童福祉施設などに入所の児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在受給されている方は、所得状況届け（市児童福祉課にて配付）と特別児童扶養手当証書、印鑑、その他添付書類を提出してください。

【提出期間】 ※平日受付

8月12日(月)～9月10日(火)

届出の提出は、市児童福祉課児童福祉担当（市役所1階⑩番窓口）TEL32・2114 / FAX32・3818)まで。